基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年10月29日

国土交通大臣　井林　辰憲

種類	実施時期	区域	摘要
基盤地図情報 ・測量の基準点 ・海岸線 ・行政区画の境界線及び代表点 ・道路縁 ・軌道の中心線 ・標高点 ・水涯線 ・建築物の外周線 ・市町村の町若しくは字の境界線及び代表点 ・街区の境界線及び代表点	令和８年度	全国	令和８年10月版

備考　地図の提供開始日　令和８年10月30日

上記の基盤地図情報は、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第２項及び地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。新たに基本測量の測量成果を得た区域は、国土地理院基盤地図情報サイト（https://www.gsi.go.jp/kiban/）において供する。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、和歌山労働局の関係労働者を代表する者山本龍一の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和８年10月29日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の労働者が加入している労働者の団体であって、和歌山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　令和８年11月10日

4　推薦書及び添付書類提出先　和歌山労働局労働基準部労災補償課

様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

(注)１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

（備考）

１　提出部数は正副２通とすること。

２　履歴書２通を添付すること。

今般、愛知労働局の関係労働者を代表する者古瀬賢人の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格のある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和８年10月29日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者の団体であって、愛知労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　令和８年11月12日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　愛知労働局職業安定部職業安定課

別紙様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

(注)１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諏訪簡

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第３０１５号

長崎県諫早市幸町79番12－605号　クレシア幸

申立人　堀内　幸子

本籍長崎県雲仙市吾妻町永中名280番地

最後の住所長崎県雲仙市吾妻町永中名280番地

死亡の場所長崎県雲仙市

死亡年月日推定令和７年12月10日

出生の場所長崎県南高来郡吾妻村

出生年月日昭和29年12月28日

職業無職　　被相続人　亡　堀内　正也

長崎県諫早市上町３－14　上町ビル２階　上村基貴法律事務所

相続財産清算人　弁護士　上村　基貴

催告期間満了日　令和９年５月15日

長崎家庭裁判所　　島原支部

令和８年（家）第２１７号

鹿児島市山下町11番１号

申立人　鹿児島市

本籍大阪府東大阪市宝持四丁目10番

最後の住所大阪市東住吉区桑津二丁目14番12号

死亡の場所大阪府大阪市住吉区

死亡年月日令和元年10月27日

出生の場所鹿児島県日置郡郡山村

出生年月日昭和10年５月４日

職業不明　　被相続人　亡　重久　光義

鹿児島市大黒町４番20号　プレジールビル201号いづろ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　鑪野　孝清

催告期間満了日　令和９年５月15日

鹿児島家庭裁判所